

都心のまちづくり

第2次都心まちづくり計画

【策定】平成28年（2016年）5月 【計画期間】20年間

札幌都心のまちづくりは、平成14年度（2002年度）に「都心まちづくり計画」を策定して以降、世界に向け魅力を発信し、市民生活を豊かにする都心の創出を目標に進めてきました。

その後、生産年齢人口減少に伴う経済活力の低下予測や、激しさを増す都市間競争への対応の必要など、札幌市を取り巻く社会情勢の厳しい変化への対応が求められることから、札幌・都心の有するポテンシャルを活かしながら、北海道・

札幌をけん引する都心の役割を果たしていく戦略的な指針を定めることとしました。

平成28年度（2016年度）に策定した、新たな時代に向けた都心のまちづくりの指針「第2次都心まちづくり計画」は、都心が札幌の中核として、札幌ならではの魅力を実現できる都市づくりを先導することを目指しています。

【都心まちづくりの戦略】

戦略1	世界が注目する魅力と活力、ライフスタイルを実現するビジネス・観光都市機能の強化と成熟型都市環境の実現
戦略2	北海道らしい豊かなみどりや地球にやさしい環境を守り育てる持続可能なまちの実現
戦略3	市民や来街者にとって魅力的なライフスタイル・ワークスタイルを生む都市空間の形成
戦略4	札幌の持続的・発展的成長をけん引する都心マネジメントの展開

【空間形成指針】

- 「骨格軸」及び「交流拠点」形成・強化の指針
- 「エリア」の特性に応じたまちづくりを進めるための取組



「都心全域」を視野に入れた空間形成指針

視点① 交流空間の創出

回遊の基軸となる骨格軸の結節点について、市民、来街者が都心における多様なアクティビティに触れ、都心にぎわい・活力を体感できる豊かな空間を備えるべき場として、新たな回遊・交流を創出・強化

視点② 地上・地下の重層的ネットワークの形成

安全・快適な回遊を支える地下空間ネットワークを活かし、沿道ビルの建替え更新等を通じた接続や結節点における滞留・交流の場づくりを図ることで地上地下の重層的ネットワークを形成

視点③ 界わい性と奥行きのある公共空間の連鎖

建物内の貫通通路や建物と建物間の通路など多様な歩行者動線を配置・活用して、パブリックスペースのきめ細やかなネットワーク形成により、表通りだけではなく奥行きのある都市空間の形成を促進

戦略・空間形成指針

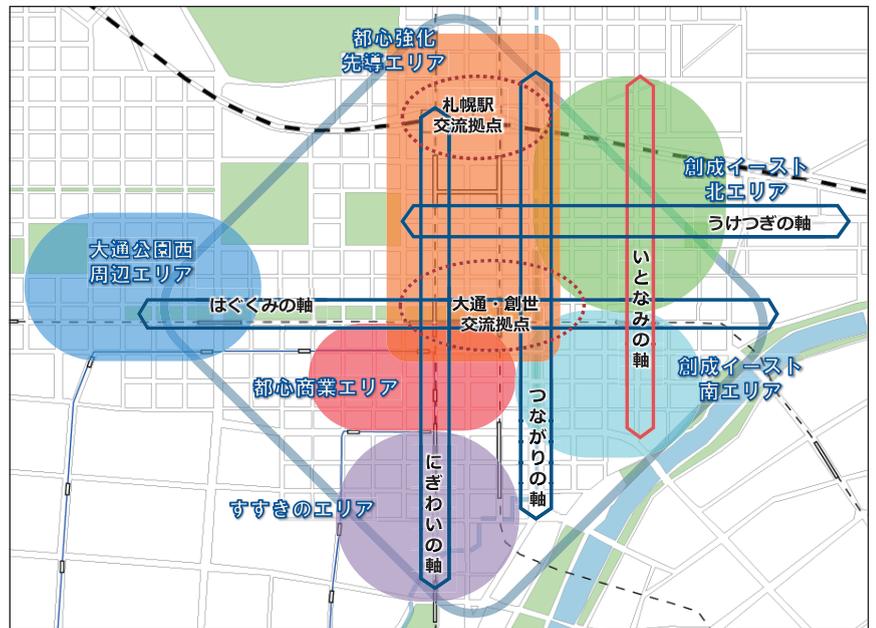
【都心まちづくりの目標】

国内外から活力・投資を呼び込む札幌都心ブランドの確立
魅力的な都心のライフスタイル・ワークスタイルの実現

【都心まちづくりを通じて目指すまちの姿】

北海道・札幌をけん引する経済成長と世界に誇る低環境負荷の実現

目標・目指すまちの姿

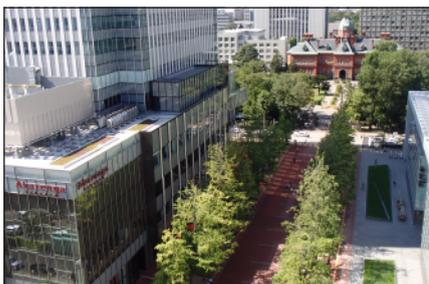


骨格構造とターゲット・エリア

都市再生特別地区

北2西4地区では、民間企業がビルの建設を機会に、地下歩行空間への全面接続や、公共貢献の一環として北3条通の広場化などを行うことで、建物を高度化する取組を行いました。北3条広場は都心における多様な活動の場となっており、周辺施設、事業者等と協働で広場の活用を行うことで、都心部ひいては札幌市全体の魅力・活力の向上に資するものとなっています。

【指定数】4地区



北2西4地区（平成26年（2014年）撮影）

エリアマネジメント

エリアマネジメントとは、一定の地域で、住民・事業主・地権者等が主体的に地域の管理・運営を行い、安全・安心・美しさ・豊かさといったまちの魅力や様々なまちづくり活動によるにぎわいを創出することで、地域価値の向上を図る最先端の手法です。

札幌都心では、都心の魅力向上や再生に、エリアマネジメントの仕組みを積極的に取り入れています。



SAPP_RO Flower Carpet 2017
「サッポロフラワーカーペット実行委員会提供」

景観

札幌市景観計画

【策 定】平成 29 年（2017 年）2 月
【計画期間】平成 47 年（2035 年）まで

札幌市の景観施策は、昭和 56 年（1981 年）に「札幌市都市景観委員会」を設置したことに始まりました。その後、「札幌市都市景観基本計画（平成 9 年（1997 年）策定）」や、この基本計画を支える自主条例として「札幌市都市景観条例（平成 10 年（1998 年）制定）」（条例）により施策展開してきました。

また、平成 16 年（2004 年）に景観法が制定されたことを受け、これまで展開してきた施策の実効性を高めるため、平成 19 年（2007 年）に条例を全部改正するとともに、景観法に基づく「札幌市景観計画」を新たに策定して取組を進めてきました。

そして、近年、人口減少・超高齢社会の到来など、社会経済情勢が大きく変化してきていることに加え、平成 25 年（2013 年）にまちづくりの最上位計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」を策定したことなどから、平成 28 年（2016 年）に「札幌市景観条例」を改正するとともに、これまでの 2 つの計画を統合した新たな「札幌市景観計画」を策定しました。

【理 念】

北の自然・都市・人が輝きを織りなす美しい札幌の景観を創り上げる

【目 標】

- ①札幌固有の景観特性と街の成り立ちを尊重し、秩序と調和のある景観づくり
- ②地域の個性が際立ち、多彩な輝きを放つ景観づくり
- ③多様な主体がつながり、持続的に取組を重ねる景観づくり

景観資源の保全と活用

平成 29 年 4 月 1 日現在

景観を特色づけている自然、建築物、工作物、生活習慣などは良好な景観を形成するための大切な資源（景観資源）であり、景観形成上価値がある建造物等については、法や条例に基づき「景観重要建造物」及び「札幌景観資産」に指定しています。

【指定状況】 景観重要建造物 2 件 札幌景観資産 26 件

景観誘導

■届出制度

建築物等の新築、増築、改築、外観を変更することとなる大規模な修繕もしくは模様替え又は外観の過半に渡る色彩の変更等に対し、景観誘導を行う制度です。

【景観計画区域（市全域）】

届出対象規模に該当するものは届出が必要となります。

【景観計画重点区域（都心部の 4 地区）】

規模にかかわらず、届出が必要となります。

■景観プレ・アドバイス

届出対象のうち、さらに景観形成上重要な建築物等について、効果的に景観誘導を行うため、計画の早い段階で専門家の意見を踏まえた助言を行う制度です。

■景観アドバイザー

景観形成に関する専門家により、市、市民及び事業者に対して専門的立場から情報の提供、助言、指導等を行う制度です。

地域ごとの景観まちづくりの推進

■地域ごとの景観まちづくりの多様な展開の推進

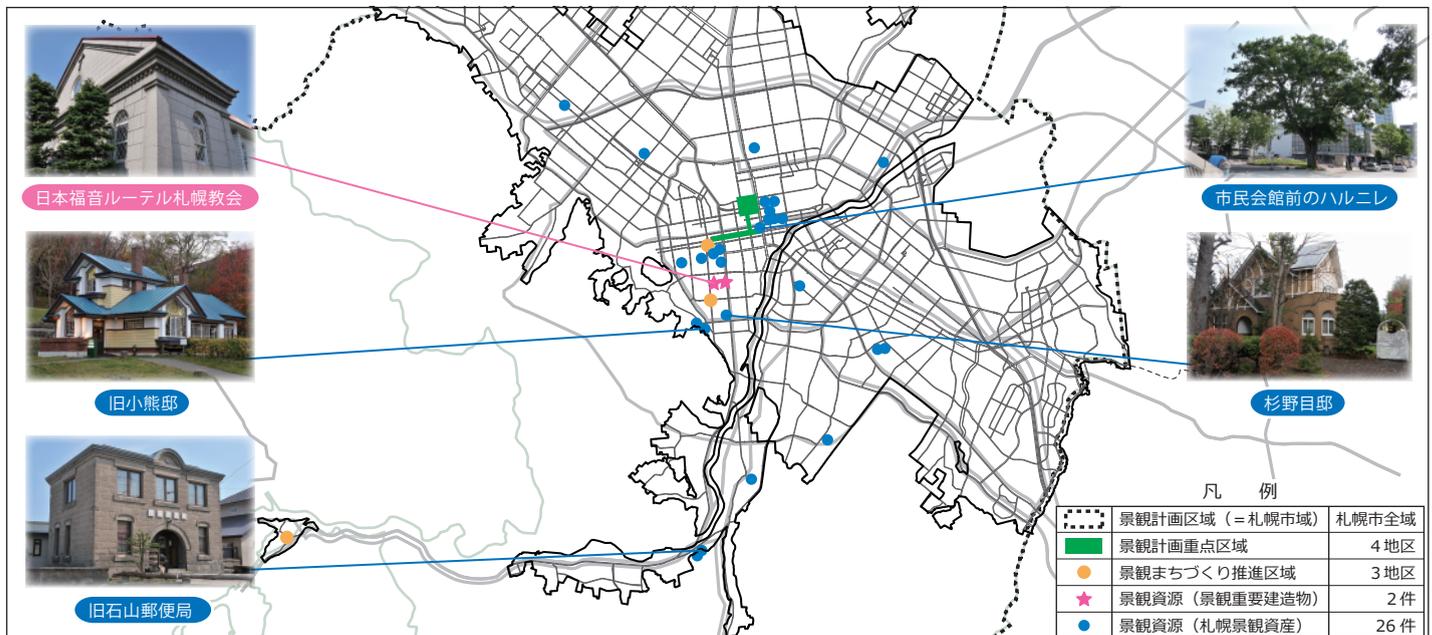
路面電車電停周辺 2 地区（ロープウェイ入口、西 15 丁目）と定山溪地区において、地域住民と協働で、魅力的な景観の形成に向けた景観まちづくり指針を平成 29 年度（2017 年度）に策定しました。今後はその取組事例を踏まえ、景観まちづくりの取組等を他の地区へと展開するなど、地域ごとの景観まちづくりの多様な展開を推進します。



地域ごとの景観まちづくりの展開イメージ

各種区域・位置図

平成 29 年 4 月 1 日現在



各種区域・位置図